

新型コロナウイルス感染症予防接種を受ける前に

1. 予防接種を受ける前に

新型コロナウイルス感染症予防接種について、このチラシをよく読んで必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市担当課に質問しましょう。十分に納得できない場合には接種を受けないでください。

予診票は、接種をする医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って記入し、ご自身の健康状態を接種医に伝えてください。

なお、この予防接種はあくまで 65 歳以上の人、60 歳以上 65 歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人のうち、希望者のみが接種するもので接種義務はありません。

自己負担金は 7,800 円です。ただし、あらかじめ市が発行する自己負担金を免除する旨を記載した書類、もしくは次の表の書類を持参した人は無料となります。

介護保険負担限度額認定証
後期高齢者医療資格確認書（限度区分：区Ⅰ又は区Ⅱが併記されたものに限る）

2. 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルスは、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。

主な症状は、発熱や呼吸器症状（咳、咽頭痛）、全身倦怠感（だるさ）などのかぜ症状です。

新型コロナウイルス感染症の感染予防には、「換気」「手洗い・手指消毒」などの基本的な感染対策が有効です。特に、高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まります。通院や高齢者施設を訪問する時などは、感染予防として「マスクの着用」が効果的です。

帰省等で高齢の方と会う場合、大人数で集まる場合は、感染予防を心がけて体調を整えるようにしましょう。

3. 定期予防接種の対象者と接種回数

法律で定められた新型コロナウイルス感染症予防接種の対象者は 65 歳以上の人、60 歳以上 65 歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいやを有する人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する人のうち希望する人で、接種回数は毎年度 1 回です。

受ける本人に麻痺などがあって同意書に署名できない場合は、家族やかかりつけ医の代筆が可能です。認知症状があって正確な意思確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重に意思の有無を確認する必要があります。最終的に意思確認ができない場合は、接種を行うことはできません。

4. 副反応

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシー（じんましん、腹痛、呼吸困難など）があります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。また、mRNA ワクチン接種後にギラン・バレー症候群が報告されています。接種後、手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

5. 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、37.5℃以上の発熱がある人
※ 検温は、接種を行う医療機関で行います。
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ 新型コロナウイルスワクチンの予防接種によって、アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘息、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状の既往歴のある人
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

6. 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害がある人
- ② 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ③ 心臓、腎臓、肝臓や血液疾患、その他の慢性の病気がある人
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- ⑤ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ⑥ 新型コロナウイルスワクチンの成分に対してアレルギーが起こるおそれがある人

7. 予防接種健康被害救済制度について

新型コロナウイルス感染症予防接種（定期接種）を受けて、障がい、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度により医療費の支給、障害年金の支給等の救済制度があります。

ただし、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定したものに限りです。

【問い合わせ先】

筑紫野市	（カミーリヤ）	TEL 9 2 0－8 6 1 1
春日市	（いきいきプラザ）	TEL 5 0 1－1 1 3 4
大野城市	（すこやか交流プラザ）	TEL 5 0 1－2 2 2 2
太宰府市	（保健センター）	TEL 9 2 8－2 0 0 0
那珂川市	（保健センター）	TEL 9 5 3－2 2 1 1